

## パブリックコメントの実施結果について

## 1 実施期間

令和7年11月7日（金）～令和7年12月8日（月）

## 2 意見提出状況

提出方法	提出人数	意見件数
直接持ち込み	0	0
郵送	0	0
電子メール	0	0
ファックス	0	0
電子申請システム	2	3
合計	2	3

3 提出された意見の概要と市の考え方  
別紙参照

## 第2次岡崎市多文化共生推進基本計画（案）に対する意見と市の考え方

番号	意見	市の考え方
1	<p>多文化共生に反対します。ヨーロッパ諸国での移民政策は失敗しており、治安悪化や福祉の圧迫など負の側面が多いです。性犯罪の増加も懸念され、犠牲になるのは子供や女性です。川口市の例を見ても治安が悪化し、一度悪化した治安は元に戻りません。多文化共生は住み良い街を壊すことに繋がるため、外国人の受け入れには断固反対します。</p>	<p>本市としては、持続可能な市政運営のために、外国人市民との共生が大切であると考えています。</p> <p>本計画は、「移民政策」のように国を挙げて新たに外国人を呼び込むことを目的としたものではなく、既に本市に居住している外国人市民や、今後居住する外国人との共生を目指すことを目的としています。また、本市における多文化共生の推進のための基本的な取組を示すものであり、その恩恵は外国人市民だけに限るものではありません。</p> <p>犯罪等につきましては、国の統計データ（※）によると外国人数が増加傾向にあるのに対し、外国人による犯罪件数はピークであった20年前と比較し約3分の1に減少しています。このことから外国人の増加と外国人の犯罪増加に相関はないと認識しております。</p> <p>※出入国在留管理庁（【令和7年6月末】公表資料 在留外国人数の推移）  <a href="https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00057.html">https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00057.html</a></p> <p>※法務省（令和6年版犯罪白書 第4編 第9章 第2節-1 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移）</p>

番号	意見	市の考え方
2	<p>日本の外国人政策は岐路に差し掛かっている。すでに存在している方との共生を図るためには、支援体制と共に違法行為に対しては厳格な取り締まりを行い、決して外国人のみ優遇しているような形にならないようにすることが国民や先住市民の理解を得る上で肝要であると思われる。外国人共生は先行する諸外国の事例を見れば簡単ではなく、行政コストも増加する可能性が高いと考えられるので、こうした計画の推進には全体的に行政として慎重な姿勢で万全を期して挑んでいただきたい。</p>	<p>国の動向を引き続き注視するとともに、行政だけでなく、市民・企業・NPO・教育機関・町内会・各種団体など多様な主体と連携・協働することで、多文化共生社会の実現を目指してまいります。</p>
3	<p>日本国内において宗教的教義に基づいて行政に多数の要望をしている事例があることを把握しているのか。このような要求に対して行政が対応することは憲法で定める政教分離の原則に違反する可能性が高いことを予め指摘しておきたいと思います。</p>	<p>御意見を参考に、国籍に関わらず、多様な文化や習慣の市民のみなさん一人ひとりが個性を活かして、まちづくりに参画し、誰もが安心できるような施策の展開を図ってまいります。</p>